

# 鳥取縣公報

昭和十八年六月二十九日  
第千四百四十六號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 目次

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| ○縣令 | 鳥取縣鮮魚介配給統制規則中改正        | 一頁 |
| ●   | 鳥取縣鹽鑑定規程改正             | 二頁 |
| ○訓令 | 部落會町内會等整備要領中改正         | 六頁 |
| ○告示 | 食糧管理事務取扱員異動            | 六頁 |
| ●   | 臨時牛馬市場開設許可             | 七頁 |
| ●   | 繭絲調査員囑託及解囑             | 七頁 |
| ●   | 縣稅檢査章・縣稅滯納者財産差押證書返納並交付 | 八頁 |
| ●   | 勞務供給請負料決定              | 九頁 |
| ○彙報 | 大被に當りて                 | 九頁 |
| ●   | 苗イセテの緊急防除              | 〇頁 |
| ●   | 管理麥の供出確保と小麥の委託製粉を制限    | 二頁 |

## 縣令

### 鳥取縣令第四十二號

昭和十六年九月鳥取縣令第四十五號鳥取縣鮮魚介配給統制規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年六月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條 知事ノ指定シタル地（以下縣指定陸揚地ト稱ス）  
 ニ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ當該縣指定陸揚地ニ付知事ノ指定シタル集荷場（以下縣指定集荷場ト稱ス）ニ搬入スベシ但シ特別ノ事由ニ依リ特ニ知事ノ指定シタル場合又ハ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

00115

鳥取縣令第四十三號

昭和十一年四月鳥取縣令第十一號鳥取縣繭鑑定規程左ノ通改正ス

昭和十八年六月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣繭鑑定規程

第一條 蠶絲業ノ改良發達ヲ計ルタメ繭檢定所ニ於テ本規程ニ依リ繭ノ鑑定ヲ行フ

第二條 鑑定ヲ申請セントスル者ハ様式第一號ニ依ル繭鑑定申請書及左ノ區分ニ依ル鑑定供用繭ヲ繭檢定所ニ提出スベシ但シ繭檢定所長ノ承認ヲ受ケタルトキハ左ニ依ラザル數量ノモノヲ提出スルコトヲ得

一 製絲用又ハ繰繭式短纖維用(以下繰絲用ト稱ス)ノ鑑定

(イ) 生繭 鑑定

普通區 第三條第一號(イ)乃至(ハ)ノ項目ニ付鑑定スルモノ

(一五〇匁) (一三五匁)

特殊區 第三條第一號(イ)乃至(ト)ノ項目ニ付鑑定スルモノ (三〇〇匁) (二二五匁)

(ロ) 乾繭 鑑定

普通區 第三條第一號(イ)乃至(ハ)ノ項目ニ付鑑定スルモノ (五〇匁) (一八七・五匁)

特殊區 第三條第一號(イ)乃至(ト)ノ項目ニ付鑑定スルモノ (一〇〇匁) (三七五・〇匁)

二 開繭式短纖維其ノ他ノ用(以下開繭用ト稱ス)ノ鑑定

(イ) 生繭 鑑定 一〇〇匁(三七五・〇匁)

(ロ) 乾繭 鑑定 四〇匁 (一五〇匁)

(ハ) 切開セル鑑定 二〇匁 (七五匁)

鑑定供用繭ハ一鑑定口毎ニ堅牢ナル布製袋詰トナン封印ヲ施シ口別ヲ明瞭ニ表記スベシ

第三條 鑑定ハ左ノ項目ニ付之ヲ行フ但シ第一號(ニ)乃至(ト)ノ項目ニ付テハ鑑定供用繭特殊區ノ數量ヲ提出シタル場合ニ限リ之ヲ行フ

一 繰絲用ノ鑑定

(イ) 選除繭歩合

(ロ) 繰 絲 量

(ハ) 生絲量歩合

00116

(ニ) 解舒絲長

(ホ) 繭絲織度

(ヘ) 小 類

(ト) 其ノ他特ニ申請者ノ申請ニ依リ繭檢定所長ノ承認セル項目

二 開繭用ノ鑑定

(イ) 荷口整理

(ロ) 繭層量歩合

第四條 前條第一號(イ)ノ選除繭歩合ニ付テノ鑑定ハ鑑定供用繭生繭ナルトキハ乾繭トナシタル後玉繭其ノ他上繭ニ屬セザル繭ヲ選除繭標準ト對照シテ選除シ鑑定供用繭ニ對スル選除繭ノ重量歩合ヲ算出シ百分比例ヲ以テ其ノ成績ヲ表ス前條第一號(ロ)乃至(ト)ノ項目ニ付テノ鑑定ハ鑑定供用繭ヨリ選除繭ヲ除キタルモノヲ繰絲供用繭トシ煮繭シタル後卷取速度一分間二百米七粒付四緒繰ノ繰絲鑑定ヲ以テ左ニ掲グル所ニ依リ之ヲ行フ但シ解舒不良ナリト認ムルトキハ一緒ヲ減シ繰絲スルコトヲ得

一 繰絲量

普通區ノ繰絲供用繭ハ其ノ全部ヲ特殊區ハソノ繰絲供用繭中二百粒ヲ繰絲シテ得タル生絲ノ正量(匁)ヲ繰絲中ニ於ケル添緒回数ヲ以テ除シテ其ノ成績ヲ表ス

二 生絲量歩合

繰絲供用繭全部ヲ繰絲シテ得タル生絲ノ正量(匁)ヲ第一條第一項第一號ニ掲グル鑑定供用繭ノ數量(匁)ヲ以テ除シタル數値二、〇九三ヲ乗ジタルモノニ生繭檢定ニ在リテハ〇、〇一〇ヲ乾繭檢定ニ在リテハ〇、〇二五ヲ加ヘテ百分比例ヲ以テ其ノ成績ヲ表ス

三 解舒絲長

繰絲供用繭中二百粒ヲ繰絲シテ得タル生絲ノ絲長(米)ニ七ヲ乗ジタルモノヲ繰絲中ニ於ケル添緒回数ヲ以テ除シテ其ノ成績ヲ表ス

四 繭絲織度

繰絲供用繭中二百粒ヲ繰絲シテ得タル生絲ノ正量(匁)ノ數値ヲ其ノ絲長(米)ノ數値ヲ以テ除シタルモノニ七分ノ九、〇〇〇ヲ乗ジテ其ノ成績ヲ表ス

五 小 類

繰絲ニ依リ得タル生絲ヨリ五「パネル」ヲ採取シ小類標準寫眞ニ對照シテ附點シ其ノ平均點數ヲ以テ其ノ成績ヲ表ス

六 其ノ他特ニ申請者ノ申請ニ依リ繭檢定所長ノ承認セル項目繭檢定所長ノ指定セル方法ニ依リ鑑定シ其ノ成績ヲ表ス

前條第二號ニ付テノ鑑定ハ左ニ掲グル所ニ依リ之ヲ行フ一 荷口整理

鑑定供用繭ニ付繭形ノ齊否、汚染及選除ノ程度ヲ肉眼ニ依リ検査シ良並又ハ稍劣ヲ以テ其ノ成績ヲ表ス

二 繭層量歩合

鑑定供用繭ニ付蛹及夾雜物ヲ除去シ得タル繭層ノ正量

(五)ヲ第二條第一項第二號ニ掲グル鑑定供用繭ノ數量

(五)ヲ以テ除シ百分比例ヲ以テ其ノ成績ヲ表ス

第五條 鑑定ヲ爲シタル繰絲用繭ニハ附録ノ定ムル所ニ依

リ解舒格ヲ附ス

前項ノ格ノ等級ハ一等、二等、三等、四等、五等ノ順トス

第六條 繭檢定所鑑定ヲ終リタルトキハ鑑定申請者ニ様式第二號ニ依ル繭ノ鑑定證ヲ交付ス

第七條 鑑定申請者ハ繭鑑定證ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第八條 鑑定供用繭ヲ繰絲シテ得タル生絲ハ之ヲ申請者ニ還付ス但シ天災其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ還付ニ要スル費用ハ還付ヲ受クル者ノ負擔トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

繭 鑑 定 申 請 書

左記ノ繭鑑定相成度此段及申請候也

年 月 日

住 所

業 種

申 請 者 氏 名

名 印

鳥取縣繭檢定所長宛

記

|      |      |      |      |      |      |      |    |
|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 番記用繭 | 蠶白別期 | 乾繭程度 | 蠶品種名 | 百匁粒數 | 供用繭數 | 希望項目 | 備考 |
|      |      |      |      |      |      |      |    |

様式第二號

|                   |  |       |    |        |  |  |  |  |
|-------------------|--|-------|----|--------|--|--|--|--|
| 繭 鑑 定 證           |  |       |    |        |  |  |  |  |
| 鑑定番號              |  |       |    |        |  |  |  |  |
| 申請者名稱(氏名)         |  |       |    |        |  |  |  |  |
| 繭番記號              | 蠶期黃白別  |       |    |        |  |  |  |  |
| 蠶品種名              | 生乾別  |       |    |        |  |  |  |  |
| 供用繭數量             | 匁  |       |    |        |  |  |  |  |
| 生絲量歩合 % 解舒格 等     |  |       |    |        |  |  |  |  |
| 選除繭歩合             | %  | 繰絲量   | 廻  |        |  |  |  |  |
| 解舒絲長              | 米  | 繭織    | 絲度 | (デニール) |  |  |  |  |
| 小 類               | 點  |       |    |        |  |  |  |  |
| 荷口整理              |  | 繭層量歩合 | %  |        |  |  |  |  |
| 備 考               | 本證記載ノ蠶品種名ハ繭鑑定申請書ヨリ轉記シタルモノナリ成績記載ナキ欄ハ繭鑑定ヲ施行セザルモノナリ |       |    |        |  |  |  |  |
| 昭和 年 月 日          |  |       |    |        |  |  |  |  |
| 鳥取縣繭檢定所長          |  |       |    |        |  |  |  |  |
| (本證ノ文字ハ改竄セザルモノトス) |  |       |    |        |  |  |  |  |

00119

附 錄

左表ニ依ル線絲量ノ該當格ヲ以テ其ノ荷口ノ解除格トス

| 項目  | 格    |
|-----|------|
| 線絲量 | 一 等  |
| 應   | 二 等  |
|     | 三 等  |
|     | 四 等  |
|     | 五 等  |
|     | 二九以上 |
|     | 二四同  |
|     | 二〇同  |
|     | 一六同  |
|     | 一六未満 |

訓 令

◆鳥取縣訓令甲第十號

市 町 村 長

昭和十五年十月鳥取縣訓令甲第三十四號部落會町內會等整備要領中左ノ通告正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年六月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二組織一 部落會及町內會(イ)左ノ如ク改ム

部落會、町內會ニ會長及副會長ヲ置ク

會長及副會長ノ選任ハ地方ノ事情ニ應ジ從來ノ慣行ニ從ヒ部落又ハ町內住民ノ推薦其ノ他適當ノ方法ニ依リ市町

村長ニ於テ選任シ之ヲ告示スルコト  
會長必要アリト認ムルトキハ幹事ヲ置クコトヲ得

告 示

◆鳥取縣告示第三百四十號

食糧管理事務取扱員左ノ通異動アリタリ

昭和十八年六月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

|           |      |         |
|-----------|------|---------|
| 囑託シタル者ノ氏名 | 擔當區域 | 職務執行ノ場所 |
| 早 内 政 雄   | 縣下一圓 | 鳥取縣廳    |
| 遠 藤 哲 藏   | 同    | 同       |
| 解囑シタル者ノ氏名 | 擔當區域 | 職務執行ノ場所 |
| 橋 詰 英 雄   | 縣下一圓 | 鳥取縣廳    |

00120

◆鳥取縣告示第三百四十一號

日野郡畜産組合ニ對シ石見臨時牛馬市場開設ノ件六月二十一日付左ノ通り許可セリ

昭和十八年六月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 市場名稱 日野郡畜産組合石見臨時牛馬市場  
二 位 置 日野郡石見村大字上石見字宮脇  
番地 八八八三  
八八四三

三 開設者氏名 日野郡畜産組合  
四 開設ノ日時 昭和十八年七月<sup>自六日</sup>至<sup>二日間</sup>七日  
五 取扱家畜 牛 馬

◆鳥取縣告示第三百四十二號

繭絲調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十八年六月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

| 囑託繭絲調査員 氏名 | 解囑繭絲調査員 氏名 | 擔當調査範圍 番號 | 郡市町村名  | 執務場所     | 囑託解囑年月日     |
|------------|------------|-----------|--------|----------|-------------|
| 中井 ふじ子     | 藤 田 綠      | 九五        | 西伯郡中濱村 | 中濱村共同事務所 | 昭和十八年六月二十一日 |
| 福間 庸德      | 高 濱 正四郎    | 一一〇       | 同 高麗村  | 高麗村役場    | 同           |

◆鳥取縣告示第三百四十三號

産婆登録名簿訂正者左ノ如シ

昭和十八年六月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 日野郡根雨町大字根雨六五三番地  
新住所 西伯郡高麗村大字妻木九六九番地  
昭和十八年五月十七日轉任ニ依リ同月三十一日

訂正方出願ニ對シ同年六月九日訂正

遠 藤 信 子

鳥取縣告示第三百四十四號

氣高地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章竝ニ縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納竝ニ交付セリ

昭和十八年六月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

| 區 分           | 番 號 | 返 納 年 月 日     | 所 屬 廳 名 | 職 名   | 氏 名       |
|---------------|-----|---------------|---------|-------|-----------|
| 縣 稅 檢 査 章     | 七   | 昭和十八年六月二十三日返納 | 氣高地方事務所 | 縣 屬   | 吉 村 護 郎   |
| 縣 稅 差 押 證 票 者 | 七   | 同 日 返 納       | 同       | 同     | 同 人       |
| 縣 稅 檢 査 章     | 七   | 昭和十八年六月二十三日交付 | 氣高地方事務所 | 縣 屬   | 前 島 節 藏   |
| 同             | 二〇  | 同             | 同       | 縣 書 記 | 野 島 伊 佐 美 |
| 縣 稅 差 押 證 票 者 | 七   | 昭和十八年六月二十三日交付 | 氣高地方事務所 | 縣 屬   | 前 島 節 藏   |
| 同             | 二〇  | 同             | 同       | 縣 書 記 | 野 島 伊 佐 美 |
| 同             | 二〇  | 同             | 同       | 縣 書 記 | 野 島 伊 佐 美 |

鳥取縣告示第三百四十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ派出婦派出料ヲ除ク勞務供給ノ請負料ノ最高額ヲ左ノ通定メ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年六月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 勞務供給ヲ爲ス者ガ勞務者ニ支拂ヒタル賃金額(特別加給金ヲ除ク)ノ十一割五分ニ相當スル金額ニ特別加給金ニ相當スル金額ヲ加算シタル額

彙 報

大 祓 に 當 り て

我が國は神國である。畏くも 上御一人は現つ御神であらせられ、我々國民は神の御民である。

我が皇國は肇國以來既に三千年に近く、それより昔は悠遠知る由もないが、無窮の古から無限の將來に亘つて萬世一系の神の御裔を戴き、八紘を掩ひて宇とする大理想の下に惟神の大道を顯現する天の御中の國であつて、皇民たる我等は神代ながらの清明の心の下に 上御一人の聖業を翼賛し奉らねばならぬのである。

我等は日々の生活の営みの内に何時知らず四圍の汚穢に染むことあるを免れぬ。或は小さな自己の私心に擒はれ、近親知友への情に惑ひ、或は經濟的に思想的に、その他いろくの方面に思はぬ心の汚れを生ずることあるは蓋しや

むなき事實である。が我等は折にふれ反省して自らを清うすると共に、神の御力に依りて罪穢れを拂ひ清めることが必要である。

依つて神代以來我が國には禊の行事があり、後大祓の儀が行はれてゐたが、近世一時弛廢して祓の本義を忘失し形式化してゐたのを、殊に敬神の御聖旨厚くあらせられた明治天皇は、明治四年太政官布告を以て舊儀御再興を仰せ出され、毎年六月と十二月の晦日を以てこれを宮城内に嚴修せしめ給ふと共に、全國官社以下すべての神社に於ても大祓を行ひ、當日は諸官員より庶民に至るまで社參して祓を修すべしと布達せしめ給ふたのであつて、明六月三十日はその當日である。

今や大東亞戰爭を完遂して大東亞の共榮圈を建設指導すべき時、全國民は一人残らずこの大祓を嚴修して穢れを拂ひその心を一新し戦線に於ても銃後に於ても清くして澁刺たる元氣を以て勇往邁進、皇國が負荷する世界的大使命の達成を期せねばならない。決戦の必勝、國威の宣揚、國光の赫耀はかくして初めて實現せられるのである。(教學課)

### 苗イモチの緊急防除

#### — 稻熱病發生の徵あり 豫防の措置に完璧を —

勝ち抜く爲には是非食糧を増産せねばならぬ。今や稻作は田植期に直面して農家は繁忙の最中にあり、農家ならぬ都市人も學生も全力を盡してこれが應援に努めてゐるのであるが、昔から「苗代半作」といはれて苗代の手入は稻作中の最も大切な仕事である。農家は忙しい中にも苗の發育に注意し、健苗育成に萬全を期してがつしりした無病健全の苗を本田に植えて、是非増産目標を達成しなければならぬ。忙しいからといつて決して苗代期及び移植苗に對する必要の措置を怠つてはならない。

然るに近時縣下の一部苗代に葉身や葉鞘に病斑のわたる急進激烈型のイモチの發生を見、今後の天候によつてはこれが發生を誘發する恐れが濃厚であつて、山間部とか耐病性の弱い品種に對してはもとより、一般の地方々々でも充

分注意して萬全の措置をとらねばならぬ。左に、稻熱病に對する緊急防除対策を記すから、指導機關はもとより各農家は格段の努力を拂ひ、増産完遂農業報國に挺身されたらう。

#### ▽防除対策

一、被害激甚なもの  
被害の甚しいものは決して挿秧せず、速に拔取つて處分すること。

拔取つた苗は道路や畦畔、水路等に放棄せず、必ず焼却するか堆肥に積込むこと。  
補給苗の対策を講ずること。

二、被害中庸のもの  
なるべく挿秧せず、止むなく挿秧する場合は葉先を切り取つて藥劑撒布を行ふこと。

藥劑が葉鞘部まで充分附着するやう撒布を丁寧に行ひ藥劑で洗ふ氣持で稍多量に撒布すること。  
尙挿秧までに數日の期間がある場合は二回撒布すること。

三、被害輕微なもの及び現在發病を認めないもの  
ものは葉先を切り取つて藥劑撒布を行ふこと。  
切り取りの程度は靡葉を切る程度とすること。

四、苗代の灌水は淺水とすること。  
五、取置苗をしないこと。  
六、病苗を挿秧した本田には挿秧後二週間を経た頃必ず藥劑撒布を行ふこと。

◎藥劑撒布上の注意  
防除は共同で一齊に行ふこと。  
部落の防除班を活動せしめること。  
農家が従事することが困難な場合には青少年學徒を動員すること。(農務課)

#### 管理麥の供出確保

#### 小麥の委託製粉を制限

政府では本年度の食糧事情に鑑み、本年生産せられた麥

類に付ても相當數量の買入れを行ふことゝなつた。此の割當は既に各府縣に割當られたのであるが、右は米穀の場合と同様完全供出を目途として割當られたものであるから、之が供出は絶対に確保しなければならぬのである。

此の麥類の供出に付ては一般農家の涙ぐましき協力振りには多大の感謝感激を致す次第であるが、從來自家用と稱して小麥の委託製粉を行ふ供出未済者が屢々見受けられ、斯くては完全供出に大なる支障を來すことゝなるので、各農家ではそれ〴〵割當られた管理麥の完全出荷を行ふ期日までは、供出未済者は勿論供出完了者でも之が委託加工を極力制限して是非共所期の目的を達せられるやう切望する次第である。

尙ほ賃加工業者及び農事實行組合作事場管理者に於ても同様の趣旨に依り之が受託は差控えられたい。(農務課)

◎ 行 旅 死 亡 人

岩手縣上閉伊郡大槌町長ニ於テ左記行旅死亡人取扱ヒタル旨電知有之候ニ付心當リノ向ハ直接町長宛照會相成度

昭和十八年六月二十九日印刷  
昭和十八年六月二十九日發行

- 一、本籍地 住所、氏名不明
- 年 齡 推定四十三歳位入男
- 一、身 体 五尺六寸位体格中等榮養佳良一見漁夫風
- 一、着 衣 國防色ノズボン白地ニ黒縞ノ三尺禪鐵色ノジャケット白地ニ黒縞ノ襪衣、紺ノ半纏
- 一、所持品 ナ シ
- 一、死亡ノ場所 上閉伊郡大槌町大字吉里々々堀合丑太郎ガ漁夫八名ト共ニ漁船神寶丸ニ乗船前記場所ヲ航行中漂流中ノ死体發見引上ゲタルモノニシテ死亡ノ場所等不詳ナリ
- 一、埋葬年月日 昭和十八年五月二十九日
- 一、取扱者 岩手縣上閉伊郡大槌町長

發行者 鳥取縣鳥取市東町 取 縣  
鳥取縣鳥取市吉方町  
印刷所(西島19) 前田 印刷所